# Ⅲ 消費生活に関連する多様な課題への機動的・集中的な対応

(1) デジタル・プラットフォームその他デジタルサービスの利用と消費者 利益の保護・増進の両立

項目名	① 経済のデジタル化の深化に伴う取引・決済の高	担当省庁	経済産業省、金
	度化・円滑化等への対応		融庁
	ア キャッシュレス決済及び電子商取引における		
	安全・安心の実現		

### 施策概要 ○ 経済産業省の取組

令和元年10月から令和2年6月まで実施するキャッシュレス・ポイント還元事業については、多くの消費者の方に安全・安心に御利用いただくことが重要である一方で、本事業を悪用した詐欺行為や不適切な営業に関し、複数件の報告を受けている。このため、当該事業のウェブサイトや周知ポスター、チラシ等により、不正事案に関する注意喚起を行うとともに、消費者庁等とも連携しながら、適切な注意喚起を行っていく。

### 〇 金融庁の取組

スマートフォン等を用いた新たな決済サービスの利用による利便性の向上に配慮しつつ、関係機関と連携し、新たな手口を含む不正送金・利用被害の実態を踏まえた対策の実施や、顧客へのセキュリティ対策に係る情報提供や啓発といった取組を、決済サービスを提供する事業者に促すとともに、これらの事業者に対するモニタリングの強化を図っていく。

# KPI・ 今後の取組予定

#### 【今後の取組予定】

#### 〇 経済産業省の取組

年度	取組内容
令和2年度	
令和3年度	キャッシュレス・ポイント還元事業における不正事案に関する
令和4年度	消費者向けの注意喚起等
令和5年度	
令和6年度	

#### 〇 金融庁の取組

年度	取組内容		
令和2年度			
令和3年度			
令和4年度	決済サービスを提供する事業者における新たな手口を含む不正 ※A 利用物学の実施物を励える。 メ悪わかなまままな		
令和5年度	送金・利用被害の実態等を踏まえ、必要な対応を実施		
令和6年度			

#### 項目名

① 経済のデジタル化の深化に伴う取引・決済の高度化・円滑化等への対応イデジタル・プラットフォームを介した取引における消費者利益の確保

担当省庁 消費者庁、内閣官房

# 表の書式変更

表の書式変更

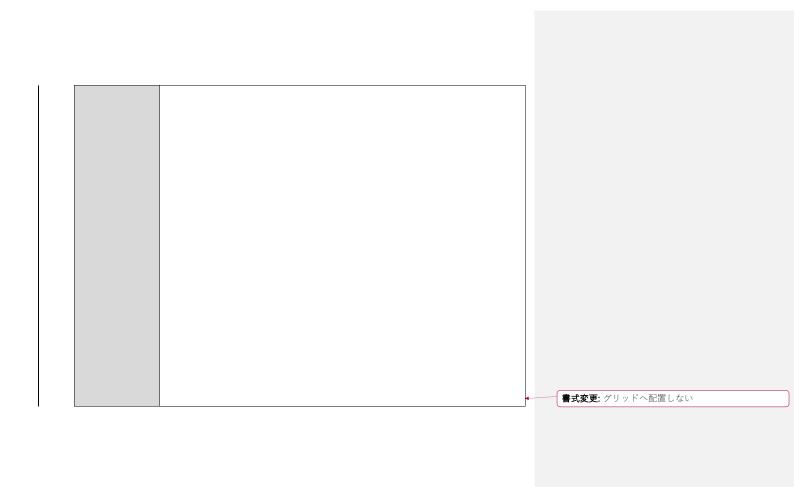
### 施策概要

### 〇 消費者庁の取組

デジタル・プラットフォーム事業者の取引の場の提供者としての役割や、デジタル・プラットフォーム事業者から消費者に対する情報提供の在り方について議論するため、令和元年12月から消費者庁にて開催されている「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」における議論、「プラットフォームが介在する取引の在り方に関する提言 ーオンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会報告書を受けて一」(平成31年4月18日 消費者委員会)や成長戦略フォローアップ(令和元年6月閣議決定)等も踏まえ、関係府省庁等との連携の下で、不適切な取引の防止やより安全な取引の促進など消費者利益の確保の観点から、イノベーションを阻害しないよう留意しつつ、関連法令の見直しを含め新たな法的枠組みに関する検討を行い、必要な法制度の整備などの取組を進める。

### 〇 内閣官房の取組

デジタル市場競争会議及び同会議ワーキンググループにおいて、個人情報等の取得・利用に対する懸念、データの集中による寡占化がもたらす競争への悪影響の懸念を踏まえ、デジタル広告市場(関連する検索やSNS等を含む。)について評価を開始する。



# KPI •

#### [KPI]

# 今後の取組予定

「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」における検討状況等を踏まえ、今後検討及び整理の予定。

### 【今後の取組予定】

#### ○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	・「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引にお
	けおける環境整備等に関する検討会」の検討結果の取りまとめ
	<del>る環境整備等</del> ・これをふまえた新たな法的枠組みに関する <del>検討</del>
	会」の検討結果の取りまとめ及びこれ
	をいかした必要な法制度の整備、政策の推進等_
	・内閣官房デジタル市場競争本部等との連携も含め、引き続き、
	本分野の調査等の政策の推進
	・「プラットフォームが介在する取引の在り方に関する提言 -
	オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する
	専門調査会報告書を受けて一」(平成 31 年 4 月 18 日消費者委
	<u>員会)に掲げられた施策課題の検討・推進</u>
令和3年度	・「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引にお
	ける環境整備等に関する検討会」の検討結果の取りまとめ及び
	これを踏まえた制度整備や政策の推進等
	・「プラットフォームが介在する取引の在り方に関する提言 ー
	オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する
	専門調査会報告書を受けて一」(平成31年4月18日消費者委
	員会)に掲げられた施策課題の検討・推進
令和4年度	<u> </u>
令和5年度	
令和6年度	

### 〇 内閣官房の取組

年度	取組内容
令和2年度	デジタル広告市場の競争状況の評価
令和3年度	
令和4年度	_

#### 表の書式変更

結合されたセル

**書式変更:** インデント : 左 : 0 mm, ぶら下げインデント : 0.92 字, 最初の行 : -0.92 字, 間隔 段落前 : 0.5 行

### 分割されたセル

**書式変更:** インデント : 左 : 0 mm, ぶら下げインデント : 1字, 最初の行: -1字

**書式変更:** インデント : 左 : 0 mm, ぶら下げインデント : 1字, 最初の行: -1字

令和5年度		
令和6年度		

項目名	② 「データ駆動社会」におけるビッグ	担当省庁	総務省、経産省
	データ (パーソナルデータを含む。) の		
	適切な管理と効果的な活用		
	ア 情報信託機能の社会実装・普及に向		
	けた施策の推進		

#### 〇 総務省・経済産業省の取組

情報信託機能の認定スキームに関する検討会を開催し、「情報信託機能の認定に係る指針」の見直しを実施する。また、総務省において、情報銀行の社会実装を推進するため、情報の活用について必要なルールの検討に資する実証事業を実施するとともに、データ倫理を担う人材の育成と情報銀行を介したデータ連携のための機能の標準化に資する実証を実施する。 さらに、情報銀行について、認定団体と連携し、事業者や消費者への普及促進に向けて取り組む。

# KPI -

# [KPI]

#### 今後の取組予定

情報信託機能の認定基準により認定された事業の数(令和 2 年 1 月 時点: 3 件 5 件)

#### 【今後の取組予定】

# 〇 総務省・経済産業省の取組

年度	取組内容
令和2年度	必要に応じて、情報銀行の認定指針の見直しを検討する。ま
	た、総務省において、情報銀行の運用に <mark>向けた</mark> 向けてモデルケ
	ース創出、必要なルール等の検討に資する実証事業等情報銀行
	の推進に向けた取組を実施する。
令和3年度	引き続き、情報銀行の社会実装を推進するため、運用に向けた
	課題に対して所用の措置を実施する。 必要に応じて、情報銀行
	の認定指針の見直しを検討する。また、総務省において、情報
	銀行の展開を促進するため、他のデータ取扱事業者から利用者
	に戻されたデータを安全に受け取る主体として情報銀行が活用
	されるための標準APIの整備等データ連携の方策等についての
	取りまとめを行う。
令和4年度	引き続き、情報銀行の社会実装を推進するため、運用に向けた
	課題に対して所要の措置を実施する。
令和5年度	<u> </u>
令和6年度	

### 表の書式変更

# 分割されたセル

#### 結合されたセル

**書式変更:** フォント: (英) M S 明朝

分割されたセル

**書式変更:** インデント : 最初の行 : 1字

項目名	② 「データ駆動社会」におけるビックデ	担当省庁	厚生労働省、内閣府
	ータ (パーソナルデータを含む。) の適切		
	な管理と効果的な活用		
	イ 医療分野の研究開発に資するための		
	<u>匿名加工医療情報に関する施策、</u> データ		
	ヘルスの推進等を通じた医療分野等に		
	おけるビッグデータの適切な活用		

**書式変更:** フォント: (特殊) +本文のフォント (游明朝)

# 施策概要 ○ 厚生労働省の取組

NDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)、介護DB(介護保険総合データベース)情報の匿名での連結解析を可能とするシステムについて、令和2年度の運用開始に向けて検討する。

がんゲノム医療については、質の高いゲノム情報と臨床情報を、患者同意及び十分な情報管理体制の下、国内のがんゲノム情報管理センター(C-CAT)に集積し、当該データを、関係者が幅広く創薬などの革新的治療法や診断技術の開発等に分析・活用できる体制を整備し、個別化医療を推進する。

○ 内閣府の取組【現在策定中】

# KPI・ 今後の取組予定

#### 【今後の取組予定】

#### 〇 厚生労働省の取組

C 77-27 (3) A C 77-7-14			
年度	取組内容		
令和2年度			
令和3年度	C-CAT におけるがんゲノム情報等の収集・分析、革新的治療法等		
令和4年度	の開発推進		
令和5年度			
令和6年度			

# 項目名

③ デジタル・プラットフォームその他技術革新の成果の消費生活への導入等における消費者への配慮等

ア デジタル・プラットフォームの利用に当たって 消費者が留意すべき事項の理解増進

### 担当省庁

消費者庁

### 施策概要

# ○ 消費者庁の取組

「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」での議論等を通じ、「デジタルプラットフォームを介した取引の利用者向けガイドブック」(仮称)を取りまとめ、周知を図るとともに、必要に応じ、デジタル・プラットフォーム事業者及び消費者団体の意見を聴いた上で、ガイドブックを改定する。

上記ガイドブックを未成年者や高齢者等向けに分かりやすく解説したパンフレット・ を作成し、消費者向けの普及啓発を行う。 **書式変更:** インデント : 最初の行 : 1 字

表の書式変更

# KPI -

# [KPI]

# 今後の取組予定

ガイドブックを掲載した消費者庁ウェブサイト内ページへのアクセス数。

\_ デジタル・プラットフォームを介する取引において消費者が注意すべき事項の認知度 (日標)

消費者が注意すべき事項の認知度を令和3年度末までに取組前と比較して5割向上 <u>させる。</u>

### 【今後の取組予定】

# 〇 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	・「 <del>デジタルプラットフォーム</del> デジタル・プラットフォームを
	介した取引の利用者向けガイドブック」 <del>(仮称)</del> の取りまと
	め
	・未成年者等向けパンフレットの作成、配布
令和3年度	・デジタル・プラットフォームについて情報収集をするため
	<del>の、デジタル・</del> プラットフォーム事業者及び消費者団体との
	意見交換 <del>の場の開催</del>
	<ul><li>・必要に応じたガイドブック及びパンフレットの改定</li></ul>
令和4年度	施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し
令和5年度	<u> </u>
令和6年度	

**書式変更:** 両端揃え, インデント: 最初の行: 2字

### 表の書式変更

分割されたセル

結合されたセル

分割されたセル

項目名 ③ デジタル・プラットフォームその他技術革新の成果の消費生活への導入等における消費者への配慮等
イ 自動運転消費者が AI を賢く利活用する方策の

実現に向けた制度整備の推進周知啓発

警察庁、消費者◆ 庁、法務省、国 土交通省、関係 府省庁等庁

担当省庁

表の書式変更

**書式変更:** 最初の行: -1 字

**書式変更:** インデント:左:0 mm, 最初の行:0字

**書式変更:** フォント: MS ゴシック

# 施策概要 ○ 消費者庁の取組

「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」の下に設けられた AI ワーキンググループでの議論を通じ、消費者が AI のメリット・デメリットを正しく理解し、AI を賢く利活用するための「AI 利活用ハンドブック」及び一般消費者向けリーフレットを取りまとめ、消費者向けの普及啓発を行う。

<u>KPI -</u>	[KPI]				
今後の取組予定	AI に関する消費者の理解度				
	(目標)				
	消費者の理解度を令和3年度末までに取組前と比較して理解度を5割向上させる。				
	【今後の取組予定】				
	○ 消費者庁の取組				
	<u>年度</u> 取組内容				
	<b>令和2年度</b> ・「AI 利活用ハンドブック」及びリーフレットの取りまとめ				
		<ul><li>・ハンドブック及びリーフレ</li></ul>	ットを用いた普及	<u> </u>	
	令和3年度	<ul><li>・ハンドブック及びリーフレ</li></ul>	ットを用いた普及り	<u> </u>	
		<ul><li>・必要に応じたガイドブック。</li></ul>	及びリーフレットの	の改定	
	令和4年度				
	<u>令和5年度</u>	施策の実施状況を検証し、必	要に応じ見直し		
	令和6年度				
項目名	③ デジタル・プラッ	ットフォームその他技術革新の	担当省庁	消費者庁	
<u>-XH-H</u>		の導入等における消費者への	<u>1= = = 11</u>	<u>111 S. 11 1</u>	
	配雷等	··/开/、可[~Wi/] W/[1.1/1/0/]			

ウ デジタル化に対応した消費者教育・普及啓発の

#### 〇 消費者庁の取組

社会のデジタル化に伴い発生している新たな消費者問題に対応するための知識を消費者に身に付けてもらうため、以下の取組を行う。

- 消費者教育推進会議での検討等
- デジタル化に対応した消費者教育の今後の具体的な推進方策について消費者教育 推進会議等の場で検討する。
- ・啓発用デジタル教材の開発
  - 「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」取りまとめを踏まえ、アクティブ ラーニングの考え方を取り入れ、e-ラーニングやオンライン授業に対応した、啓発 用の教材を開発する。
- ・デジタル技術を活用した普及啓発の強化
- SNS や PR プラットフォームサービスを利用するなど、デジタル技術を活用したプッシュ型の情報発信を行う。

# KPI •

### [KPI]

### 今後の取組予定

- ・デジタル教材:教材を利用した学校での授業実施状況(令和4年度に徳島県で開始)
- ・普及啓発: SNS 公式アカウントでのプッシュ型情報配信サービスの登録数

### (目標)

SNS 公式アカウントでのプッシュ型情報配信サービスの登録数を令和 3 年度に 20 万以上とする。

# 【今後の取組予定】

# 〇 消費者庁の取組

費者問題への対応

〇 万夏日月 0740年	<u> </u>	
<u>年度</u>	取組内容	
令和2年度	・消費者教育推進会議での検討開始	
	・デジタル教材の内容を検討する検討会の開催、検討開始	
	・SNS 公式アカウントでの情報発信開始	
令和3年度	・消費者教育推進会議での結論	
	・デジタル教材の内容決定、開発	
	・PR プラットフォームの利用開始	
令和4年度	サルトの気が へのブロロロル	
令和5年度	・教材の授業での利用開始	
令和6年度	・施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し	

### 項目名

③ デジタル・プラットフォームその他技術革新の 成果の消費生活への導入等における消費者への 配慮等 エ デジタル機器・サービスの利用に係る新たな消 担当省庁 消費者庁

202

# 〇 消費者庁の取組

社会のデジタル化の進展に伴い新たに登場したデジタル機器・サービスに関する消費者トラブルに対応するため、「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」取りまとめを踏まえて以下の施策を講じる。

・デジタル社会における消費者行動に係る調査研究

SNS によるデマ拡散による買占め騒動などデジタル社会に特徴的に見られる消費者の行動について詳細な調査分析を行う。

・SNSに係る消費者問題への対応

事業者団体と連携して SNS 広告その他消費者トラブルの解消を図る。

・オンラインゲームに係る消費者問題への対応

事業者団体と連携してオンラインゲームに係る消費者トラブルの解消を図るとともに、ゲーム依存症に関する相談が本人や家族から寄せられた際の消費生活相談 員向けのマニュアルを作成して相談員に配布する。

・キャッシュレス決済に係る消費者問題への対応

多様化・複雑化しているキャッシュレス決済における事業者 (決済代行事業者や立 替払事業者) の実態を調査した上で、消費者向け啓発資料を作成して普及啓発を行う など必要な対策を講じる。

## KPI -

# 今後の取組予定

#### [KPI]

- ①デジタル社会における消費者行動に係る調査研究
- ②SNS に係る消費者問題への対応(SNS に係る消費者トラブルの件数(相談件数))
- ③オンラインゲームに係る消費者問題への対応(ペアレンタルコントロール機能に関する保護者の認知度及び利用率)
- ④キャッシュレス決済に係る消費者問題への対応 (事業者の現況調査)

### (目標)

- ①調査研究結果を令和3年度に公表し、必要な対策を令和4年度から講じる。
- ②SNS に係る消費者トラブルの件数(相談件数)を対象期間中に半減させる。
- ③対象期間中に、ペアレンタルコントロール機能に関する保護者の認知度を8割、利用率を5割にする(令和元年度時点でそれぞれ58.2%、20.3%)。
- ④事業者の現況調査結果を令和2年度に公表し、必要な施策を令和3年度から講じ る。

### 【今後の取組予定】

# 〇 消費者庁の取組

<u>年度</u>	取組内容	
令和2年度	・デジタル社会における消費者行動に係る調査研究、及びキャ	
	ッシュレス決済に係る事業者の現況調査を実施。	
	・ゲーム依存症に係る消費生活相談員向けマニュアルを作成。	
	・オンラインゲーム及び SNS に関する普及啓発イベント等の実	
	施。	
令和3年度	・キャッシュレス決済に係る調査結果を踏まえて必要な対策の	
	<u>実施。</u>	
	・オンラインゲーム及び SNS に関する普及啓発の実施。	
令和4年度	반짝 & 라타마기호 M주기 및 V프)호브 N메 주단枠 & 디크기 호텔	
<u>令和5年度</u>	施策の実施状況を検証し、必要に応じ既存施策の見直しや新	
令和6年度	たな施策を実施。	

#### 項目名

③ デジタル・プラットフォームその他技 術革新の成果の消費生活への導入等に おける消費者への配慮等 担当省庁

内閣官房、警察庁、 消費者庁、法務省、 国土交通省、関係府 省庁等庁

オ 自動運転の実現に向けた制度整備の

推進

### 施策概要

### 〇 国土交通省の取組

自動運転車のための専用空間の在り方や、路車連携技術等を含む自動運転に対応した道路空間の基準・制度等について検討を行う。

#### 〇 警察庁の取組

レベル4の自動運転に向けた制度整備に係る課題等について検討する。

### 〇 消費者庁及び関係省庁の取組

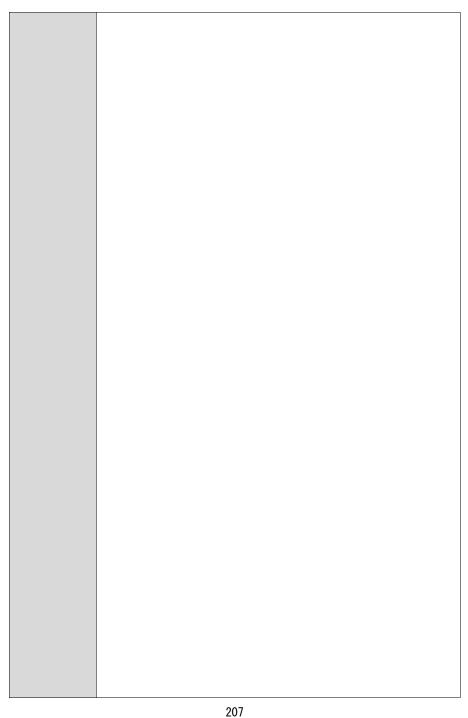
ソフトウェアの更新の際の製造物責任法の適用関係等について、技術的動向を踏ま えて継続検討する。

# 〇 法務省の取組

交通ルール、運送事業に関する法制度等により、様々な関係主体に期待される役割 や義務を明確化することを踏まえ、刑事責任に関する検討を行う。

#### 表の書式変更

## KPI • [KPI] 今後の取組予定 官民 ITS 構想・ロードマップに記載されている以下の自動運転の目標達成に必要な 制度整備を行う。 ・令和2年に高速道路での自家用車のレベル3の自動運転実現 ・令和2年度に新東名高速道路でのトラックの後続無人隊列走行技術の実現 **書式変更:** インデント: 左 0字, 最初の行: 2字 令和4年度以降に高速道路でのトラックの後続無人隊列走行の商業化 ・令和2年に実証実験の枠組を利用した自動運転移動サービスの実現 レベル4の自動運転移動サービスの実現 【今後の取組予定】 ○ 国土交通省の取組 年度 表の書式変更 取組内容 令和2年度 令和3年度 自動運転車のために縁石等により構造的に分離された専用空間、 路に敷設する電磁誘導線など、自動運転に対応した道路空間の基 令和4年度 令和5年度 等を整備 令和6年度 〇 警察庁の取組 年度 取組内容 表の書式変更 令和2年度 令和3年度 令和4年度 レベル4の自動運転に向けた制度整備について検討 令和5年度 令和6年度 ○ 消費者庁及び関係省庁の取組 年度 表の書式変更 取組内容 令和2年度 令和3年度 技術的動向等を踏まえ検討 令和4年度 令和5年度 令和6年度



# 項目名

③ 技術革新の成果の消費生活への導入 等における消費者への配慮等 ウカ 犬猫のマイクロチップ登録義務化 担当省庁

環境省

**書式変更:** 位置: 水平方向: 左, 基準: 余白, 垂直方向: 15.45字, 基準: ページ, 水平方向: 1.42字, 折り返しあ

### 表の書式変更

**書式変更:** 位置: 水平方向: 左, 基準: 余白, 垂直方向: 15.45字, 基準: ページ, 水平方向: 1.42字, 折り返しあ

**書式変更:** 位置: 水平方向: 左, 基準: 余白, 垂直方向: 15.45字, 基準:ページ, 水平方向: 1.42字, 折り返しあ

# 施策概要

#### 〇 環境省の取組

令和元年改正動物愛護管理法において、販売に供される大猫へのマイクロチップ装着と情報の登録が義務化された。同規定は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第39号)の公布の日から3年を超えない範囲での施行となっており、その着実な施行に向けて、大猫へのマイクロチップ装着・情報登録の管理に係る体制の整備及び電子情報システムの構築を行うこととしている。

# KPI・ 今後の取組予定

# 【今後の取組予定】

## 〇 環境省の取組

年度	取組内容	
令和2年度	マンター マンター・マート の推算	
令和3年度	政省令等の検討、登録システムの構築	
令和4年度		
令和5年度	制度の普及啓発	
令和6年度		4

**書式変更:** 位置: 水平方向: 左, 基準: 余白, 垂直方向: 15.45字, 基準: ページ, 水平方向: 1.42字, 折り返しあ

**書式変更:** 位置: 水平方向: 左, 基準: 余白, 垂直方向: 15.45字, 基準: ページ, 水平方向: 1.42字, 折り返しあ

**書式変更:** 位置: 水平方向: 左, 基準: 余白, 垂直方向: 15.45字, 基準: ページ, 水平方向: 1.42字, 折り返しあ

**書式変更:** 位置: 水平方向: 左, 基準: 余白, 垂直方向: 15.45字, 基準: ページ, 水平方向: 1.42字, 折り返しあ

**書式変更:** 位置: 水平方向: 左, 基準: 余白, 垂直方向: 15.45字, 基準: ページ, 水平方向: 1.42字, 折り返しあ

**書式変更:** 位置: 水平方向: 左, 基準: 余白, 垂直方向: 15.45字, 基準: ページ, 水平方向: 1.42字, 折り返しあ

**書式変更:** 位置: 水平方向: 左, 基準: 余白, 垂直方向: 15.45字, 基準: ページ, 水平方向: 1.42字, 折り返しあ

# (2) 消費生活のグローバル化の進展への対応

項目名	① 越境消費者トラブルへの対応力の強	担当省庁	消費者庁
	化		

### 施策概要 〇 消費者庁の取組

国民生活センター越境消費者センター (CCJ) において、越境消費者トラブルに関する相談対応を実施し、消費者に対して相談内容に応じた助言や情報提供を行う。

また、海外機関との更なる連携強化・拡大に努め、越境取引における消費者トラブルへ効果的に対応する。

また、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の取りまとめ等を踏まえたCCJの態勢等の強化について検討を行う。

### KPI -

### 今後の取組予定

#### [KPI]

- ·相談対応状況(平成 30 年度: 6, 257 件)
- ・提携先海外消費者機関数(令和元年度  $\frac{11 月時点:14:15}{1}$  機関  $\frac{2526}{1}$  か国・地域)(目標)

国民生活センター越境消費者センター (CCJ) を活用し、越境消費者トラブルに関する相談対応を適切に行うとともに、提携先海外消費者機関を拡大する。

### 【今後の取組予定】

### 〇 消費者庁の取組

年度	取組内容	
令和2年度	適切な相談対応の実施、海外機関との更なる連携強化・拡大	
令和3年度	適切な相談対応の実施、海外機関との更なる連携強化・拡大	
	CCJ の態勢等の強化の検討	
令和4年度		
令和5年度	適切な相談対応の実施、海外機関との更なる連携強化・拡大	
令和6年度		

項目名	② 訪日外国人・在留外国人からの相談に対	担当省庁	消費者庁	ŀ
	する体制の強化			ĺ

#### 〇 消費者庁の取組

地方消費者行政強化交付金の活用等により、消費生活センター等における在留外 国人に対する消費生活相談体制を強化する。

また、国民生活センターにおいて、訪日外国人に対する相談対応を実施し、相談内容を踏まえた情報提供を行うとともに、相談窓口の周知を実施する。

また、地方消費者行政のための交付金等を通じて、消費生活センター等における在 留外国人に対する消費生活相談体制を強化する。

さらに、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の取りまとめを踏ま え、関係機関との連携強化を図る。 **書式変更:** 文字の倍率: 100%, 文字間隔広く /文字間隔狭く(なし), 文字の均等割り付け: なし

**書式変更:** インデント : 左 : 0 mm, ぶら下げインデント : 1 字, 最初の行 : −1 字

**書式変更:** 文字の倍率: 100%, 文字間隔広く/文字間隔狭く(なし), 文字の均等割り付け: なし

書式変更: 両端揃え

表の書式変更

# KPI •

#### [KPI]

## 今後の取組予定

- ・地方公共団体における在留外国人からの相談に対する体制の整備状況
- ・訪日観光客消費者ホットラインによる相談実施状況

(令和元年度: 254件(平成31年4月1日~令和元年12月31日))

(平成30年度:62件(平成30年12月3日~平成31年3月31日))

- ・国民生活センターにおける多言語による情報提供数(平成30年度:3件)
- ・地方公共団体における在留外国人からの相談に対する体制の整備状況

#### (目標)

訪日観光客消費者ホットラインにおいて、訪日外国人向けの消費生活相談を適切に実施するとともに、訪日外国人が被害に遭いやすいトラブルについて、多言語で情報提供を行う。

#### 【今後の取組予定】

# 〇 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	・地方消費者行政強化交付金の活用等による、消費生活センタ
令和3年度	一等における在留外国人に対する消費生活相談体制の強化
令和4年度	・訪日外国人に対する適切な相談対応の実施・情報提供、対応
令和5年度	言語の更なる拡充の検討
令和6年度	・地方消費者行政のための交付金等の活用等による消費生活セ
13/11/0 / 1/2	ンター等における在留外国人に対する消費生活相談体制の強
	化
	・関係機関との連携強化

### 項目名

# ③ 二国間・地域間・多国間における政策 対話・協力等の実施

担当省庁

消費者庁、外務省、 関係府省庁等

# 表の書式変更

# 表の書式変更

#### 〇 消費者庁、外務省、関係府省庁等の取組

消費者問題に係る二国間・地域間の情報共有や連携の強化を図るとともに、OECD 消費者政策委員会等、国際機関への参画を通じ、グローバル化する消費者問題について、 多国間における情報共有や連携の強化を図る。

### KPI •

### [KPI]

# 今後の取組予定

項目名

- ①二国間・地域間における政策対話等の実施状況(令和元年度 :  $\frac{9\,\text{件}}{10\,\text{f}}$
- (令和元年11月時点)
- ②多国間協力の取組への参画状況(令和元年度: 6件)(<del>令和元年 11 月時点 9件</del>)

#### (日標)

- ①各年度における実施件数の平均が2件以上となることを目指す。
- ②各年度における実施件数の平均が4件以上となることを目指す。

#### (定義)

- ---②多国間協力の取組への参画件数

### 【今後の取組予定】

〇 消費者庁、外務省、関係府省庁等の取組

年度	取組内容	
令和2年度	・二国間・地域間における政策対話等の実施	
令和3年度	・OECD 消費者政策委員会等、国際機関への参画を通じ、多国間に	
令和4年度	おける情報共有や国際的な連携を図る。	
令和5年度	※相手国、利害関係、関心事項に応じて、取り扱うテーマ、取	
令和6年度	組内容は変化	

担当省庁

消費者庁

## 表の書式変更

**書式変更:** インデント: 左 0字, 最初の行: 1.5字

**書式変更:** インデント: 左 0字, 最初の行: 1.5字

**書式変更:** インデント: 左 0字, 最初の行: 1.5字

**書式変更:** インデント: 最初の行: 1.5 字

**書式変更:** フォント:(英) M S 明朝

④ 海外消費者関係法執行機関との連携

#### 〇 消費者庁の取組

国境を越えた不正取引への取組を推進するため、海外の消費者関係法執行機関との連携を図る。

### KPI -

### [KPI]

# 今後の取組予定

海外消費者関係法執行機関との連携の状況:

ICPEN の本会合への出席回数(令和元年度:1回) 詐欺防止月間の実施回数(令和元年度:1回)

インターネットスウィープの実施回数(令和元年度:1回)

# (目標)

- ・各年度における本会合への出席回数の平均が1回以上となることを目指す。
- ・詐欺防止月間を毎年度実施することを目指す。
- ・インターネットスウィープを ICPEN 年度(7月~6月)ごとに実施することを目指す。且

# 指す。

#### (定義)

ICPEN の本会合への出席回数、詐欺防止月間の実施回数、インターネットスウィープの実施回数等

### 【今後の取組予定】

## 〇 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	
令和3年度	海外の消費者関係法執行機関との連携
令和4年度	※時宜にかなった消費者問題に対処するため、取り扱うテーマ、取組内
令和5年度	容、プロジェクト等は変化
令和6年度	

項目名

⑤ 消費者庁新未来創造戦略本部の機能を活 用した国際共同研究等の推進 担当省庁 消

消費者庁

表の書式変更

**書式変更:** フォント: (英) MS 明朝

#### 〇 消費者庁の取組

令和2年度に、新たな未来に向けた消費者行政の発展・創造及び発信・交流の恒常的な拠点として徳島県に発足する「消費者庁新未来創造戦略本部」において、海外の消費者政策の動向や研究成果を長期的な消費者政策にいかせるよう、国際共同研究等を実施する。

# KPI・ 今後の取組予定

# [KPI]

国際共同研究等の成果報告会の開催回数

#### (目標

国際共同研究等の成果報告会を年1回以上開催することを目指す。

### (定義)

消費者政策に関する課題について、国内及び海外からの研究者・研究機関が参加し、 それぞれの研究成果を報告する会合の回数

### 【今後の取組予定】

### 〇 消費者庁の取組

年度	取組内容	
令和2年度	消費者庁新未来創造戦略本部の設置に向けた準備	
	消費者庁新未来創造戦略本部の設置	
令和3年度		
令和4年度	国際共同研究等の実施	
令和5年度	国际共同知力寺の天旭	
令和6年度		

項目名

① 新型コロナウイルス感染症の拡大等の緊急時における対応の強化

担当省庁

消費者庁

### 施策概要

#### 〇 消費者庁の取組

新型コロナウイルス感染症が拡大している中、<u>消費生活相談の体制強化にむけた「新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン」の開設、マスク及びアルコール消毒製品</u>に関する転売禁止の措置その他生活関連物資等が必要な消費者に届くようにするための対策、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする商品の表示に関する事業者への改善要請の措置、LINE公式アカウントや政府広報等を用いての便乗した悪質商法等に係る注意喚起並びに「新しい生活様式」における買物や外食等に当たっての留意事項の消費者向け周知等を講じてきたところであるが、。

引き続き、消費者被害の状況等を踏まえ、被害防止の徹底や消費者の冷静な対応等を 推進するため、正確な情報発信や悪質商法への厳正な対応を進めるとともに、不確かな 情報の発信・拡散の抑制等に向けた消費者への普及啓発等の必要な対応を進める。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大<del>の対応を踏まえ、緊急時対応を要するその</del>他の状況下においても円滑な対応を図る<u>を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の</u>弾力的運用について、農林水産省及び厚生労働省と連名で関係機関に通知するなど、消費者の需要に即した食品の生産体制を確保するために必要な対策を講じる。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応を踏まえ、緊急時対応を要するその他の状況下においても円滑な対応を図る。具体的には自然災害や人為的災害が新型コロナウイルス感染症の流行下で重複的に発生する緊急時の対応や、自然災害や人為的災害が複合する災害への対応を想定する。

KPI •

## 今後の取組予定

# 【今後の取組予定】

## 〇 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	
令和3年度	・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応の実施
令和4年度	・緊急時対応を要するその他の状況下においても円滑な対応を
令和5年度	図るために必要な取組の検討及び実施
令和6年度	

**書式変更:** インデント: 最初の行: 1字



(3) 新型コロナウイルス感染症拡大・災害など緊急時対応